

東京都の防災・減災対策に関する要望 概要

I. 基本的な考え（現状と課題）

- ▶ 今後30年間で70%の確率で発生すると予想されている首都直下地震では、揺れや火災による甚大な被害がもたらされ、経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき危機的な状況に陥ることが想定されている【図表1】。
- ▶ 東京都は、地域防災計画を2012年に修正した際、首都直下地震における想定最大死者数約9,700人を10年以内に約3,300人、全壊・焼失棟数を約30.4万棟から約10.8万棟とする減災目標を掲げているものの、帰宅困難者向け一時滞在施設の確保不足（確保約33万人分/必要量約92万人分）を始め、急がれる対策が多々ある現状を踏まえ、防災・減災対策の着実かつ迅速な実施により都市防災力の向上を図り、被害を最小限に抑えることが重要である【図表2】。
- ▶ 本年4月に実施した東商会員企業向けのアンケートでは、首都直下地震の被害想定への認知度は、およそ5割と半数程度にとどまる結果であった。加えて、東京都が2013年4月に施行した「帰宅困難者対策条例」の認知度は、64.4%と過去の調査から大きな変動は見られず、企業規模が小さくなるにつれてその認知度が低下する傾向も同様である。なお、この傾向は、企業における備蓄割合やBCPの策定率についても同様であることから、東京都は条例のさらなる周知や被害想定に基づく防災・減災対策の普及啓発、BCPの策定支援が必要である【図表3～5】。
- ▶ また、東京都は、災害時のリーダーとなる人材育成にも努め、地域全体での「自助・共助」の意識醸成を図ることも大切である。東商の同アンケート結果では、防災関連の有資格者のいる企業は11.6%と低水準であった反面、今後資格取得を奨励したいと回答する企業は64%にも上っている。中小企業には、災害対策の専門部署がない、人材がいけないという状況であるが、東商では引き続きBCP策定支援講座実施や帰宅困難者対策訓練参加の周知等、企業の災害時のリーダーとなる人材を育てることを企業に呼びかけ、「自助・共助」の意識醸成を図っていく【図表6】。
- ▶ さらに、災害リスクは地震に限らず、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、死者数は約2千人、想定被害額は約2兆円に及ぶ想定もあるなど、首都圏の経済社会に壊滅的な被害をもたらす可能性があることから、水害対策も急務である。
- ▶ 東京都は、東京2020大会成功に向けたソフト・ハード面での大きな役割を担っており、大会期間中の万一の発災に備えて外国人を含む旅行者の安全確保のための対策や避難誘導體制の早期確立、また事前の避難訓練の実施等が必要である。「2020年に向けた実行プラン」や「東京の防災プラン」等に則り、官民が総力を挙げて防災・減災対策に取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていかなければならない。

【図表1】首都直下地震の都内被害想定

	内閣府	東京都
死者（都内）	約13,000人	約9,700人
死者（区部）	約11,000人	約9,400人
建物被害	約333,000棟	約304,300棟
帰宅困難者	約490万人	約517万人
経済的被害	約95.3兆円	—

※いずれも最悪の場合。経済的被害は全国値。

【図表3】首都直下地震の被害想定への認知度

	全回答※1	うち従業員10～29人※2
内容を詳しく知っている	7.7%	4.2%
内容を概ね知っている	41.2%	32.1%
被害想定があることのみ知っている	44.7%	54.8%
知らない	6.4%	8.9%

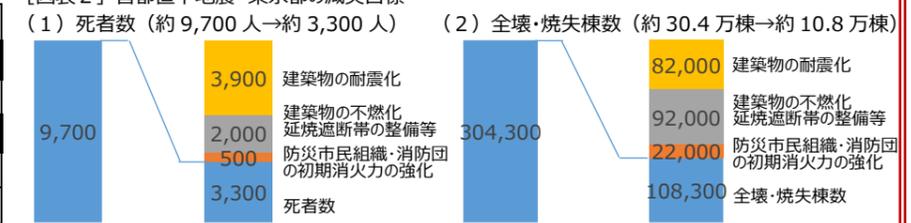
出典：東商調査（2017年6月、※1：回答数1,539 ※2：回答数527）

【図表5】BCP（事業継続計画）の策定率

	全回答※1	うち従業員10～29人※2
BCPを策定済	27.4%	11.2%
BCPに準じた防災計画を策定済	10.0%	9.4%
いずれかを策定中または検討中	32.0%	29.3%
いずれも未策定	30.5%	50.1%

出典：東商調査（2017年6月、※1：回答数1,523 ※2：回答数519）

【図表2】首都直下地震 東京都の減災目標

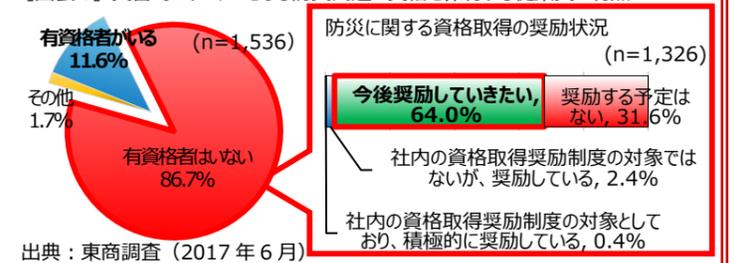


【図表4】東京都帰宅困難者対策条例の認知度

	全回答※1	うち従業員10～29人※2
努力義務の内容を含めて知っている	64.4%	43.8%
条例が制定・施行されたことのみ知っている	19.9%	27.1%
条例名のみ知っている	9.0%	15.9%
知らない	6.7%	13.1%

出典：東商調査（2017年6月、※1：回答数1,539 ※2：回答数527）

【図表6】災害時のリーダーとなる防災関連の資格を保有する従業員の有無



II. 要望項目

1. 重点要望項目

- (1) 東京における災害リスクの認知度向上と理解促進
- (2) 東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知
- (3) 都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設
- (4) 災害時の安否確認に有効な手段の周知と、体験してみることを奨励
- (5) 中小・小規模事業者のBCP策定率を向上させる支援策の拡充
- (6) 不燃化特区の推進と延焼遮断帯(特定整備路線等)の形成を柱とした木造住宅密集地域の不燃化対策の加速
- (7) 電気火災を含めた防火対策の意識啓発(感震ブレーカーの設置促進等)
- (8) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
- (9) 「自助・共助」の意識向上と防災・減災のリーダーとなる人材の育成並びに女性の視点を取り入れた地域防災活動と女性防災リーダーの育成
- (10) 東京2020大会の開催を支える防災対策の推進

2. 個別要望項目

(1) 帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

- ①帰宅困難者対策の推進
 - ▶ 備蓄品の確保・更新に対する支援、防災設備導入に対する補助制度の拡充
 - ▶ 行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充
 - ▶ 他の事業者の備蓄品保管に提供した場所の固定資産税・都市計画税の減免
- ②地域防災力の向上
 - ▶ 地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援等
 - ▶ 地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団の機能強化、「東京防災隣組」の積極展開、「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化）

- ▶ 高層マンションにおける防災対策、エレベーター閉じ込め対策
- ▶ 外国人に対する災害情報の多言語提供

(2) 災害に強いまちづくりの推進

- ①木造住宅密集地域の早期解消
 - ▶ 防災都市づくり推進計画に基づく取り組みの推進
 - ▶ 特定整備路線、防災生活道路の整備促進
 - ▶ 特定整備路線、防災生活道路の沿道建築物の不燃化・耐震化促進
 - ▶ 消防水利の確保
 - ▶ 木密地域内での救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備
 - ▶ 地域における初期消火力と共助体制の強化
 - ▶ 効率的・効果的な地籍調査の推進
 - ▶ 防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
- ②建築物の耐震化・更新の推進
 - ▶ 老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、再生の促進
 - ▶ 耐震改修促進計画に基づく取り組みの推進
 - ▶ 住宅の耐震化促進
 - ▶ 特定建築物（商業施設、ホテル等）の耐震化促進
 - ▶ 防災上重要な公共建築物、災害拠点病院等の耐震化促進
 - ▶ 超高層建築物等における長周期地震動対策の推進
 - ▶ 窓ガラスや外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の推進
- ③空き家対策の推進
- ④都市再開発の促進を通じた防災力の向上
- ⑤先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進

(3) 災害に強い都市基盤の構築

- ①大規模地震に強い都市基盤の構築
 - ▶ 交通インフラ（道路橋梁、鉄道施設、東京港、羽田空港）の強靱化
 - ▶ 上下水道、ガス・通信等の埋設管、共同溝
 - ▶ 電線類地中化・無電柱化の推進
 - ▶ 外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備
 - ▶ 災害時に道路が確実に機能するための措置の実施（道路啓開等）
 - ▶ 連続立体交差事業の推進
 - ▶ 物流施設の耐震化、再整備の促進
 - ▶ 液状化対策に関する情報発信の充実
- ②大規模水害に強い都市基盤の構築
 - ▶ 地下街、地下駅等の浸水対策（止水板の設置等）の推進
 - ▶ 河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進
 - ▶ ハツ場ダム、高規格堤防等、ストック効果の高い根幹的治水施設の整備

(4) 国や他の地方公共団体との連携強化等

- ①国との連携強化、国に対して働きかけるべき事項
 - ▶ 災害時における安定的な燃料供給手段の確立
 - ▶ 首都直下地震等、大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進
 - ▶ 首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大
 - ▶ 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立
- ②他の地方公共団体との連携強化
 - ▶ 九都県市が連携した復興事前対策の充実と強化
 - ▶ 都内区市町村のBCP策定・更新に対する支援の強化
 - ▶ 他の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結